エターナルフォースの利用規約及び契約書

合同会社AXXEUM（以下「甲」という。）と利用者（以下「乙」という。）とは、乙のインスタグラムマーケティング成功のため、エターナルフォースの利用に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（契約の成立）
　乙は、甲に対し、甲が、乙の下記のインスタグラムアカウントについて、インスタグラムマーケティング支援ツールであるエターナルフォースの利用権を付与するとともに、継続してエターナルフォース利用に関するサポート業務を行うことを委託し、甲はこれを承諾する。

第２条（利用権付与・導入サポート）
　甲は、本契約締結後速やかに、乙に対し、乙の指定する１台のパソコンにおけるエターナルフォースの利用権を付与するとともに、エターナルフォースの導入に関するサポートを行うものとする。なお、当該業務を遂行するにあたり生じる必要経費は、すべて乙が負担するものとする。

第３条（継続利用の許諾・サポート業務）
　甲は、乙に対し、エターナルフォースを本契約終了時まで利用することを許諾するとともに、エターナルフォースの利用に関するサポート業務を継続して行うものとする。なお、当該業務を遂行するにあたり生じる必要経費は、すべて乙が負担するものとする。

第４条（導入費用・月額料金）
１　乙は、甲に対し、本契約締結後３日以内に、次の(1),(2)を、また、毎月、エターナルフォースの月更新日後３営業日以内に、次の(2)を下記の口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
（１）導入費用（第２条の対価）：
　　30,000円/初回
（２）月額料金（第３条の対価）：
　　42,000円/月

記

２　前項の導入費用及び月額料金については、システムトラブルによってエターナルフォースを利用することができなくなった場合（以下「システムトラブル」という。）にも発生し、乙は前項に基づく支払いをしなければならないものとする。ただし、システムトラブルの報告を甲が、甲の過半数を超えるエターナルフォースのユーザーから受け、かつ甲の過半数を超えるエターナルフォースのユーザーがエターナルフォースを利用することができない状態が５日以上継続するときは、甲の過半数を超えるエターナルフォースのユーザーからシステムトラブルの報告を受け日から復旧が完了した日までに要した日数を日割り計算し、その金額分を甲は乙に返金するものとする。ただし、返金はシステム復旧後３日以内の申請者に限る。

第５条（契約期間）

１　本契約の有効期間は、乙が、エターナルフォースの利用を申込むために定めた甲が定めた申込フォーム（以下「本申込フォーム」という。）送信した日から、１ヶ月間とする。ただし、次項で定める場合を除き、本契約は同一内容で更新され、その後の期間満了に際しても同様とする。

２　乙は、３０日以上前までに、サービス利用停止の申し出を本申込フォームによる申込決済時に入力した名義でIDパスワードを記載の上で契約代理店にメールしたときは、本契約を更新することなく有効期間をもって本契約を終了させることができる。ただし、サービス利用停止の申し出を乙が契約の終了を望む日の３０日以上前までに乙ができなかった場合、本契約は1ヶ月間に限り更新され、当該期間の満了をもって終了するものとする。

第６条（免責）

１　エターナルフォースについて、甲の故意又は重大な過失に基づかないエターナルフォース上のシステムトラブル、インスタグラム側のアルゴリズム、仕様の変更、乙のＰＣ上の問題等により、利用が困難になった場合でも、甲はその責任の一切を負わないものとする。ただし、甲は、直ちにエターナルフォースの利用の復旧に努めるものとする。

２　乙は、万が一、インスタグラムアカウントが停止された場合であっても、甲に対しては一切の責任を追及しないものとする。

３　本契約に基づき乙に損害が生じた場合であっても、甲はその損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償の責任を負わないものとする。ただし、甲が乙に対して損害賠償責任を負う場合でも，甲は本契約に基づき乙から受領した金額を上限として、責任を負うものとする。

第７条（秘密保持義務）

１　甲及び乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後３年間は、本契約の内容、相手方から開示された相手方の事業、知的財産、資産、経営、顧客その他に係る一切の情報及び資料（以下「秘密情報」という。以下の各号に掲げるものを除く。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約における義務の履行又は権利の行使以外の目的で使用してはならない。

（１）開示を受けた時点において、既に公知の情報

（２）開示を受けた時点において開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）が既に正当に保有していた情報

（３）開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

（４）開示を受けた後に、被開示者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

２　乙は、従業員（アルバイトを含む）、従業員に準じて営業を補助する者に対して、前項の秘密保持義務を遵守するように指導・監督する義務を負う。

第８条(禁止行為)

乙は、次の行為をした場合、甲に対し、５０万円を支払わなければならない。

（１）エターナルフォースの無断転用（第２条において乙が指定したパソコン以外でのパソコンにおけるエターナルフォースの利用）

（２）エターナルフォースの無断複製（エターナルコピーの複製のみならず類似システムの構築を含む）
（３）エターナルフォースの無断転売
（４）第三者に対する，エターナルフォースの貸与
（５）エターナルフォースを使用する権利その他エターナルフォースに関する権利の譲渡及び販売
（６）第三者に対するエターナルフォースの使用の再許諾
（７）エターナルフォースの複製，改変，翻案，リバースエンジニアリング，逆アッセンブル又は逆コンパイル等
（８）その他，甲が，利用を適当でないと認める行為

第９条（契約の解除）
甲又は乙に次の各号の事由が生じたときは、相手方に何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
（１） 本契約に違反したとき
（2） 乙が第８条の禁止行為を行ったとき
（２） 手形・小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき
（３） 仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受けたとき
（４） 破産、民事再生、会社更生等の申立を受けたとき又は自ら申立をしたとき
（５） 相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき
（６） その他前各号に類する不信用な事実があったとき

第１０条（権利義務の譲渡）
乙は、甲が書面により事前に承諾した場合を除き、本契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することはできない。

第１１条（裁判管轄）
１ 甲及び乙は、本契約に関連して生じた甲乙間の紛争について調停を申し立てる場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって、調停を申し立てる裁判所とすることに合意する。
２ 甲及び乙は、本契約に関連して生じた甲乙間の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。